れいわ ねんど 令和5年度

しょうがいふく し

# 障害福祉のてびき

りょういくてちょう 《療育手帳》

みんながともに支えあい 安心して暮らせる あたたかいまち 彦根



ひこねししょうがいふくしか彦根市障害福祉課

電話 0749(27)9981 FAX 0749(30)9231

# 「障害福祉のてびき(療育手帳)」のご利用に当たって

この冊子は知的障害のある人の障害福祉制度の概要であり、各制度の内容を 簡潔にまとめてあります。

かくせいど、ようけん 各制度の要件など、詳しくは各担当窓口にお問い合わせください。

なお、年度途中に、各制度の要件等に変更が生じることもありますので、ご了承 ください。

## ◆◇ もくじ ◇◆

お	からせ		4
Ι		・帳について	
	1. 療育	バてちょう ないよう <b>育手帳の内容 ····································</b>	5
		いくてちょう Lんせいほうほう <b>育手帳の申請方法 ····································</b>	6
П	等級別	つせいどいちらん <b>川制度一覧 ····································</b>	7
Ш	かくしゅ せ l 各種制	igについて	
	1.	いりょうひ ふたん かる いりょうひ じょせい 医療費の負担を軽くしたい ― 医療費の助成	
		じゅうどしんしんしょうがいしゃ じ ふくしいりょうひじょせいせいど 重度心身障害者(児)福祉医療費助成制度 ········	9
		ろうじんふくしいりょうひじょせいせいど 老人福祉医療費助成制度 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
		こうきこうれいしゃいりょうせいど かにゅう しょうがいにんてい 後期高齢者医療制度への加入(障害認定) ········	10
	2.	t N かっひ かん しんばい てまて・ねんきんとう 生活費に関する心配がある — 手当・年金等	
		es <ioolugation a="" construc<="" construction="" th="" to=""><th> 11</th></ioolugation>	11
		しょうがいじふくしてぁて <b>障害児福祉手当 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</b>	
			12
		ではうふょうてあて <b>児童扶養手当 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</b>	
	•	じどうふょうてあて <b>児童扶養手当 ······</b> とくべつじどうふょうてあて <b>特別児童扶養手当 ······</b>	
	•	じどうふょうてあて <b>児童扶養手当</b> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	•	じどうふょうてあて 児童扶養手当 とくべつじどうふょうてあて 特別児童扶養手当 しょうがいき そ ねんきん 障害基礎年金 しょうがいこうせいねんきん しょうがいきょうさいねんきん 障害厚生年金・障害共済年金	13
	•	じどうふょうてあて <b>児童扶養手当</b> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13 13 14

	じゅうみんぜい しょとくぜい こうじょ	
	住民税・所得税の控除 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
	所得税の軽減(バリアフリー改修工事特別控除)	17
	こていしさんぜい けいげん かいしゅうげんがくせいど <b>固定資産税の軽減(バリアフリー改修減額制度)</b> ······	17
	じどうしゃぜい しゅべつわり かんきょうせいのうわり けいじどうしゃぜい かんきょうせいのうわり げんめん 自動車税(種別割・環境性能割)・軽自動車税(環境性能割)の減免・	18
•	けいじどうしゃぜい しゅべつわり げんめん 軽自動車税(種別割)の減免 ·······	19
		20
	でうよぜい ひかぜい 贈与税の非課税 ····································	20
	スローティル マフラド D木 イル	20
4.	こうきょうりょうきんとう わりびき う こうきょうりょうきんとう わりびき 公共料金等の割引を受けたい ― 公共料金等の割引	
•	ほうそうじゅしんりょう げんめん NHK放送受信料の減免 ····································	21
	けいたいでんわきほんしょうりょうとう わりびき 携帯電話基本使用料等の割引 ······	21
	でんわばんごう むりょうあんない あんない あんない 電話番号の無料案内(NTT グループふれあい案内) ········	21
	けんりつしせっにゅうじょう かん りょう わりびき 県立施設入場(館)料の割引 ······	22
	ひこねじょう ひこねじょうはくぶつかん にゅうじょうりょうめんじょ	22
	しえいちゅうしゃじょう しようりょうきん げんめん	
	市営駐車場使用料金の減免 ⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	22
5.	で国転車場使用料金の減光 せいど し こうどうはんい かくだい 行動範囲を広げるための制度を知りたい ─ 行動範囲の拡大	22
5.	こうどうはんい ひろ せいど し こうどうはんい かくだい	23
5.	こうどうはんい ひろ けいど しょうしゃ しぜんとうろく 有料道路通行料の割引(自動車の事前登録あり)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
5.		23
5.	「一方でではない」である。 できるでは、 できるできませんが、 できるできます。 できるできます。 たいしょうじょう なっきこうりょう かりびき じどうしゃ じぜんとうるく 有料道路通行料の割引(自動車の事前登録あり)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
5.		23
5.		23 24 24
5.	行動範囲を広げるための制度を知りたい — 行動範囲の拡大 ゆうりょうどうをつうこうりょう わりびき じどうしゃ じぜんとうるく 有料道路通行料の割引(自動車の事前登録あり)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23 24 24 24
5.	行動範囲を広げるための制度を知りたい — 行動範囲の拡大  ゆうりょうどうるつうこうりょう わりびき じどうしゃ じぜんとうろく 有料道路通行料の割引(自動車の事前登録あり)  ゆうりょうどうろつうこうりょう わりびき じどうしゃ じぜんとうろく 有料道路通行料の割引(自動車の事前登録なし)  駐車禁止の対象除外  じどうしゃこうにゅうしきん かしつけ 自動車購入資金の貸付  にどうしゃうんてん ぎのうしゅうとくひ かしつけ 自動車運転の技能習得費の貸付  がいしゅつ しゃりょう かしたがいさんさん号」の貸出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23 24 24 24 24 24
5.	行動範囲を広げるための制度を知りたい — 行動範囲の拡大 特別ようどうをつうこうりょう わりびき じどうしゃ じぜんとうろく 有料道路通行料の割引(自動車の事前登録なし) はからうとう できるこうりょう わりびき じどうしゃ じぜんとうろく 有料道路通行料の割引(自動車の事前登録なし) 駐車禁止の対象除外 じどうしゃこうにゅうしきん かしつけ 自動車購入資金の貸付 にどうしゃうんてん ぎのうしゅうとくひ かしつけ 自動車運転の技能習得費の貸付 がいしゅつ トナートする車両「おたがいさんさん号」の貸出 タクシー運賃の割引 はやくがたのりあい きんしょう あいしょう あいとう きんくがたのりあい うんちん わりびき ア約型乗合タクシー(愛称:愛のりタクシー)運賃の割引	23 24 24 24 24 24 25
5.	行動範囲を広げるための制度を知りたい — 行動範囲の拡大  ゆうりょうとうるつうこうりょう わりびき じどうしゃ じぜんとうろく 有料道路通行料の割引(自動車の事前登録なり)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23 24 24 24 24 25 25 25 26
5.	行動範囲を広げるための制度を知りたい ― 行動範囲の拡大 ゆうりょう どう うっうこうりょう わりびき じどうしゃ じぜんとうろく 有料道路通行料の割引(自動車の事前登録あり)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23 24 24 24 24 25 25 25 26
5.	行動範囲を広げるための制度を知りたい — 行動範囲の拡大 特別ようとうるつうこうりょう わりびき じどうしゃ じぜんとうるく 有料道路通行料の割引(自動車の事前登録なし)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23 24 24 24 24 25 25 25 26
5.	行動範囲を広げるための制度を知りたい ― 行動範囲の拡大 ゆうりょう どう うっうこうりょう わりびき じどうしゃ じぜんとうろく 有料道路通行料の割引(自動車の事前登録あり)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23 24 24 24 25 25 25 26 26

			28
		ではままれる。 車いすの貸出 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
	6.	にちじょうせいかつ かいてき しえんと 日常生活をより快適なものにしたい ― 日常生活の支援等	う <b>生</b> <b>寸</b>
		にちじょうせいかつょうぐ きゅうふとう 日常生活用具の給付等	29
		じゅうたくかいしゅうひ きゅうふ 住宅改修費の給付 ····································	29
		じゅうたくかいぞうひ じょせい <b>住宅改造費の助成</b> ····································	30
		じゅうたくし きん かしつけ <b>住宅資金の貸付</b> ····································	30
	•	にちじょう きんせんかんり しょるいあず てった 日常の金銭管理や書類預かりのお手伝い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
	7.	しゃかいさんか そくしん <b>社会参加の促進</b>	
		ひこね ししょうがいしゃ <b>彦根市障害者スポーツカーニバル ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</b>	31
		しがけんしょうがいしゃ たいかい <b>滋賀県障害者スポーツ大会</b> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
		しが けん (滋賀県)スペシャルスポーツの広場 ··············	31
		ひこねししょうがいしゃふくし 彦根市障害者福祉センターの利用 ····································	32
		あお とりゆうびん むしょうはい ふ <b>青い鳥郵便はがきの無償配布</b> ····································	32
		き根     バリアフリーマップ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
IV	しょうがい ふ <b>障害福</b>		
		しょうがいしゃそうごうしぇんほう じどうふくしほう <b>障害者総合支援法と児童福祉法によるサービスのしくみ・・・・・</b>	33
		さまざまな障害福祉サービス ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
		しょうがいじつうしょしぇ ん <b>障害児通所支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</b>	35
		けいかくそうだんしえん しょうがいじそうだんしえん ちいきそうだんしえん 計画相談支援・障害児相談支援・地域相談支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
		s い きせいかつし えんじぎょう <b>地域生活支援事業 ····································</b>	36
V	さまざま	これが について	
		は       Lpj35j       そうだんまどぐち	37
		ひこねしない しょうがいしゃだんたい <b>彦根市内の障害者団体 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</b>	37
		でこねししょうがいしゃふくしすいしんいんめいぼ 彦根市障害者福祉推進員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
		地域アドボケーター(滋賀県地域相談支援員)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38

## 

災害が起こったときに、ひとり暮らし高齢の人や重度の障害のある人など自力で避難する ことの困難な人が、地域の中で支援を受けられるようにするため「災害時避難行動要支援 者制度」があります。

**災害時避難行動要支援者**とは、次のいずれかに該当し、災害時等における地域での支援を希望する在宅の人です。

- ① 満 75 歳以上の独居の高齢者または満 75 歳以上の人のみで構成する世帯の高齢の人
- ② 要介護 3・4・5 の認定を受けている人
- ③ 身体障害者手帳 1級・2級の交付を受けている人
- ④ 療育手帳 A1・A2 の交付を受けている人
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級の交付を受けている人
- ⑥ 難病患者(法令に定める)の人
- ⑦ 上記に準ずる状態のある人で、特に災害時の支援が必要と認められる人

必要な個人情報を提供することに同意された人は、申請書に基づく情報を関係機関や地域協力者、 民生委員・児童委員、自主防災組織および自治会に提供し、災害時の支援体制の整備に活用します。

地域協力者とは、災害時における避難誘導、救出活動、安否確認などの支援をしていただける人です。また、日常から相談活動や声かけなども行っていただきます。

地域協力者には、協力の得られる近隣にお住まいの人を選任していただくようお願いします。

登録を希望される人は、福祉センター(社会福祉課・高齢福祉推進課・障害福祉課・彦根市社会福祉協議会)、市役所(危機管理課)、支所・出張所に備えてあります「彦根市災害時避難行動要支援者登録申請書および彦根市災害時避難行動要支援者登録に係る同意書」に必要事項を記入のうえ提出してください。

#### 《お問い合わせ先・申請先》

でこねしふくしほけんぶ 彦根市福祉保健部 しゃかいふくしか社会福祉課

電話 0749(23)9590 / FAX 0749(26)1768

こうれいふくし すいしんか 高齢福祉推進課

電話 0749(23)9660 / FAX 0749(30)9231

はうがいふくしか障害福祉課

電話 0749(27)9981 / FAX 0749(30)9231

※申請書を電話で請求いただければ、郵送もします。

災害時の被害を少なくするためには、みなさんの日頃の備えが必要です。 災害に備えて自分でできることについては、積極的にご自身で取り組みましょう。

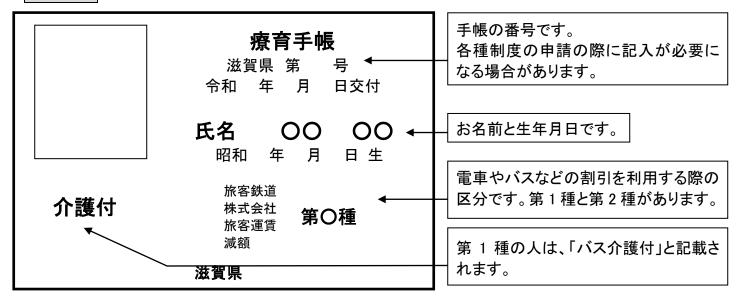
- 4 -

療育手帳は先天的な原因または生後比較的早い時期に脳に障害を受けたことにより、知的能力の 全般的な発達が不完全または不十分な状態である人に対して、滋賀県知事が交付を行うものです。手 帳の交付を受けるには、本人または保護者の申請により、原則として 18 歳未満の人については、『彦根 子ども家庭相談センター』、18歳以上の人については、『障害者更生相談所』の判定を受ける必要があ ります。また、療育手帳の交付の際に、次回判定時期が指定されますので、その時期までに、再判定を 受ける必要があります。

#### りょういくてちょう ないよう 1. 療育手帳の内容

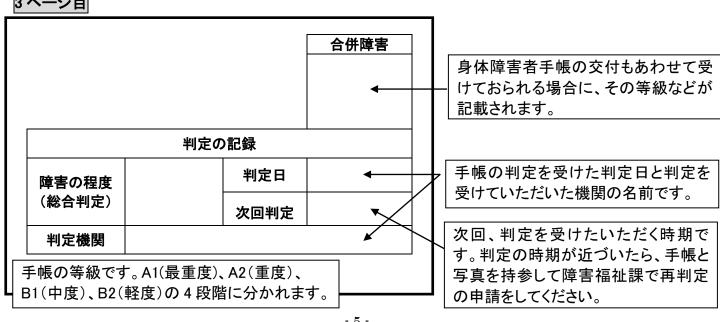
手帳の内容は以下のようになります。お持ちの手帳をご確認ください。

#### 1ページ目



2 ページ目には手帳の交付を受けた本人と保護者の氏名住所が記載されています。

#### 3ページ目



## 2. 療育手帳の申請方法

必要な書類を揃えて、彦根市障害福祉課の窓口で手続きをしてください。

## お持ちいただくもの

- □ 療育手帳交付等申請(届)書
- □ 療育手帳相談票(18 歳未満)または療育手帳相談受け付け票(18 歳以上)
- □ 写真 1 枚 ※写真用台紙にプリントしたものに限ります

(たて 4cm よこ 3cm の顔写真、脱帽、脱マスク、1 年以内に撮影されたもの)

## りょういくてちょう こう ふ 療 育手帳が交付されるまで

手帳の申請後、交付まで、数か月かかります。

- ① 彦根市障害福祉課に申請
- ② 各機関で障害程度の判定
  - ※ 18歳未満の人は彦根子ども家庭相談センター、18歳以上の人は滋賀県知的障害者更生相談所で判定を受けます。
- ③ 療育手帳交付
- ※ 障害の程度が等級に該当しないなどの理由で却下となることもあります。

#### であまう さいはんてい 手帳の再判定について

療育手帳に記載されている次回判定日までに、更新の手続きを行ってください。 次回判定日の6か月前から更新申請が可能です。

#### でちょう こうふご とどけで **手帳の交付後の届出**

- □ 居住地や氏名を変更された場合など療育手帳の記載内容に変更が生じた場合
- □ 療育手帳を破損または紛失された場合
- □ お亡くなりになられた場合
- □ 障害程度に変化があった場合

《窓口》 彦根市障害福祉課

電話 0749(27)9981 /

FAX 0749(30)9231

## とうきゅうべつせいどいちらん || 等級別制度一覧

<b>集</b>	級	<b>A</b> 1	A2	B1	B2	ページ
			0			9
療費	老人福祉医療費助成制度	0		Δ		10
医療費の助成	後期高齢者医療制度への加入(障害認定)	0	0	Δ		10
八			_			
	特別障害者手当	Δ	Δ			11
手当	障害児福祉手当 旧 <b>帝</b> 共 美 毛 光	0	Δ			12
手当·年金等	児童扶養手当	Δ	Δ	<b>A</b>		13
金等	特別児童扶養手当	0	0	Δ		13
	障害基礎年金・障害厚生年金・障害共済年金	Δ	Δ			14
	特別障害給付金制度	Δ	Δ			15
	住民税・所得税の控除	0	0	0	0	16
	所得税の軽減(バリアフリー改修工事特別控除)	0	0	0	0	17
税	固定資産税の軽減 (バリアフリー改修減額制度) 自動車税(種別割・環境性能割)・軽自動車税(環境性	0	0	0	0	17
の減免	日期単位(惺別剖・環境性能制)・軽日期単位(環境性 能割)の減免	0	0			18
光	軽自動車(種別割)の減免	0	0			19
	相続税の控除	0	0	0	0	20
	贈与税の非課税	0	0	0	0	20
公	NHK 放送受信料の減免	0	0	Δ	Δ	21
公共料金	携帯電話基本使用料等の割引	0	0	0	0	21
金	電話番号の無料案内(NTT グループふれあい案内)	0	0	0	0	21
等の	県立施設入場(館)料の割引	0	0	0	0	22
割引等	彦根城・彦根城博物館の入場料免除	0	0	0	0	22
等	市営駐車場使用料金の減免	0	0	0	0	22
	有料道路通行料の割引	0	0			23 24
	駐車禁止の対象除外	0	0			24
行	自動車購入資金の貸付	0	0	0	0	24
 	自動車運転の技能習得費の貸付	0	0	0	0	24
囲の	外出をサポートする車両「おたがいさんさん号」の貸出	0	0	0	0	25
拡  大	タクシー運賃の割引	0	0	0	0	25
	予約型乗合タクシー運賃の割引 (愛称:愛のりタクシー)	0	0	0	0	25
	自動車燃料費・タクシー運賃の助成	0	0			26

制	級  度	A1	A2	B1	B2	ページ
行	湖国バス・彦根観光バス運賃の割引	0	0	0	0	26
動	JR 線旅客運賃の割引	0	0	0	0	27
範囲	航空旅客運賃の割引	0	0	0	0	27
め	ヘルプマーク	0	0	0	0	27
拡	滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証制度	0	0			28
大	車いすの貸出	0	0	0	0	28
H	日常生活用具の給付等	Δ	Δ			29
日常生活の支援等	住宅改修費の給付	0	0			29
活の	住宅改造費の助成	0	0			30
支援	住宅資金の貸付	0	0	0	0	30
等	日常の金銭管理や書類預かりのお手伝い	0	0	0	0	30
	彦根市障害者スポーツカーニバル	0	0	0	0	31
社会	滋賀県障害者スポーツ大会	0	0	0	0	31
参	(滋賀県)スペシャルスポーツの広場	0	0	0	0	31
社会参加の促進	彦根市障害福祉センターの利用	0	0	0	0	32
(近 ) 進	青い鳥郵便はがきの無償配布	0	0			32
	彦根バリアフリーマップ	0	0	0	0	32

<sup>※</sup> 〇であっても、所得による制限がある場合があります。

療育手帳によって受けられるサービスは以下のとおりです。制度によって要件等が定められている場合があります。詳細については各窓口でご確認ください。

# 1. 医療費の負担を軽くしたい — 医療費の助成

## 重度心身障害者(児)福祉医療費助成制度

内容	重度の障害のある人が、健康保険証を使って医療機関で診療・投薬を受けたり、治療 用装具を作ったりした場合などに、医療保険の適用範囲内でその自己負担分の一部を市 が助成するものです。	
助成対象者	療育手帳 A1・A2 の交付を受けている人、特別児童扶養手当支給対象児童で障害の程度が 1 級に該当する人。  ※ 所得による制限があります。  ※ 18 歳未満の人(18 歳到達の年度末までの人)を養育している場合、配偶者や子が福祉医療費助成の対象となる場合があります。詳細は下記窓口にお問い合わせください。	
助成要件	◆彦根市内に在住していること。 ◆国民健康保険・社会保険等の医療保険に加入していること。	
	①滋賀県内の医療機関を受診する場合は、健康保険証と <b>福祉医療費受給券</b> (下記参照)を提出すると、自己負担の一部が助成されます。	
助成方法	②コルセット等の補装具費が保険で後払い(療養費払い)になるとき、または県外の医療機関で診療を受けたときは、一旦、医療機関の窓口で自己負担の支払いが必要になります。	
	<b>&lt;福祉医療費受給券</b> の交付を受けるために必要なもの>	
	□ 療育手帳または特別児童扶養手当証書など □ 健康保険証 □ 印鑑(署名の場合、省略可能) ※市外から新しく転入された場合は、前住所地の市町村で発行する課税証明書 (前年の所得額および住民税の賦課状況が分かるものまたはマイナンバーが確認できるもの)が必要になります。 <償還払い(払戻し)の手続きをするために必要なもの>	
申請方法	<ul> <li>□ 医療費の領収書(対象者の氏名、保険点数等の記入のあるもの)</li> <li>□ 健康保険証</li> <li>□ 印鑑(署名の場合、省略可能)</li> <li>□ 通帳またはキャッシュカード</li> <li>□ 福祉医療費受給券</li> <li>□ 医師の意見書(補装具の場合のみ)</li> <li>□ 高額療養費、附加給付等の支給決定通知書(該当する人のみです。該当する場合、加入されている健康保険からの支給額が確定されてからのお支払いとなります。)</li> </ul>	
窓口	ひこねしほけんねんきんか <b>彦根市保険年金課</b> 電話 0749(30)6136 / FAX 0749(22)1398	

# ろうじんふく しいりょうひじょせいせいと 老人福祉医療費助成制度

内容	健康保険証を使って医療機関で診療・投薬を受けたり、治療用装具を作ったりした場合などに、医療保険の適用範囲内でその自己負担分の一部を市が助成するものです。		
助成対象者	療育手帳 B1 の交付を受けている 65 歳以上 75 歳未満の人 ※ 所得による制限があります。		
助成要件	◆彦根市内に在住していること。 ◆国民健康保険・社会保険等の医療保険に加入していること。		
助成方法	重度心身障害者(児)福祉医療助成制度と同様です。		
申請方法	重度心身障害者(児)福祉医療助成制度と同様です。		
窓口	ひこねしほけんねんきんか <b>彦根市保険年金課</b> 電話 0749(30)6136 / FAX 0749(22)1398		

## こうきこうれいしゃいりょうせい ど 後期高齢者医療制度への加入(障害認定)

内容	「後期高齢者医療保険」は、75歳以上の人が対象ですが、65歳以上で一定の障害があると認められた人は、届出のうえ、「後期高齢者医療保険」に加入することができます。(加入するかしないかは選択でき、届出をしないで、従来の健康保険にとどまることもできます。) どの健康保険を選択するかをご検討いただくために、保険年金課で保険料の試算(国民健康保険料と後期高齢者医療保険料の比較)をすることができます(電話での試算も可)。	
対象者	年齢が65歳以上75歳未満で、次のいずれかに該当する人 ◆療育手帳 A1、A2の交付を受けている人 ◆国民年金証書(障害年金1、2級)の交付を受けている人	
手続方法		
窓口	ひこねしほけんねんきんか <b>彦根市保険年金課</b> 電話 0749(30)6112 / FAX 0749(22)1398	

# せいかつひ かん しんぱい てぁて ねんきんとう 2. 生活費に関する心配がある - 手当・年金等

# とくべつしょうがいしゃてぁて特別障害者手当

	この制度は、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づき、20歳以上の人で、 精神または身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必 要とする人に手当を支給し、福祉の増進を図ることを目的としています。
内容	ただし、次のいずれかに該当する人は、手当を受給することができません。 ①障害者総合支援法で定める障害者支援施設などに入所している人 ②養護老人ホームまたは特別養護老人ホームに入所している人 ③病院、診療所または介護老人保健施設に継続して3か月を超えて入院している人 ④本人、配偶者または扶養義務者の前年の所得が一定額を超えている人
	◆手当の額◆
	月額 今和 5 年 4 日から 27 090 円
	令和 5 年 4 月から <b>27,980 円</b>
	◆支給月◆
	手当は年4回(2月、5月、8月、11月)に分けて、支給月の前3か月分が支給されます。 ただし、本人または扶養義務者に一定以上の所得がある場合、支給が停止されます。
	必要な書類をすべてそろえたうえで、彦根市障害福祉課で請求の手続きをしてください。 提出された書類を審査し、市が認定の可否を決定します。
	◆お持ちいただくもの◆
	□ 手当用診断書
	※診断書は原則として所定の様式のもの(発行日より3か月以内)をご提出ください。
	□ 銀行等の通帳(本人名義のもの)
	□ 身体障害者手帳または療育手帳(手帳の交付を受けている場合) □ 本人が恩給、共済年金、障害年金等を受給しているときは、年金証書と令和3年中
手続方法	に受け取った年金額のわかるもの
	〈例〉振込通知のハガキまたは受取口座の通帳
	(※ 通知カードは、氏名、住所等に変更がない、または、変更手続済の場合に限
	り、利用できます。)
	確認書類
	令和 5 年 1 月 2 日以降に他の市区町村から転入された人は、前住所地で発行された 「令和 5 年度(令和 4 年分)の市民税・県民税所得証明書」が必要です
窓口	ひこねししょうがいふくしか <b>彦根市障害福祉課</b> 電話 0749(27)9981 / FAX 0749(30)9231

## しょうがいじふくしてぁて **障害児福祉手当**

内容	この制度は、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づき、20 歳未満の人で、精神または身体に重度の障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とする人に支給される手当です。  ただし、次のいずれかに該当する人は、手当を受給することができません。 ①障害を支給理由とする公的年金を受けることができる人 ②児童福祉法で定める障害児入所施設などに入所している人 ③本人、配偶者または扶養義務者の前年の所得が一定額を超えている人  ◆手当の額◆  月額 令和5年4月から  月額  令和5年4月から  15,220円  ◆支給月◆ 手当は年4回(2月、5月、8月、11月)に分けて、支給月の前3か月分が支給されます。ただし、本人または扶養義務者に一定以上の所得がある場合、支給が停止されます。
手続方法	必要な書類をすべてそろえたうえで、 <b>彦根市障害福祉課</b> で請求の手続きをしてください。 提出された書類を審査し、市が認定の可否を決定します。  ◆お持ちいただくもの◆  □ 手当用診断書 ※診断書は原則として所定の様式のもの(発行日より3か月以内)をご提出ください。 □ 銀行等の通帳(本人名義のもの) □ 身体障害者手帳または療育手帳(手帳の交付を受けている場合) □ 所得状況が確認できるもの □ 個人番号カードもしくは通知カード (※ 通知カードは、氏名、住所等に変更がない、または、変更手続済の場合に限り、利用できます。) □ (通知カードをお持ちいただく場合)運転免許証、パスポート、在留カードなどの本人確認書類  令和5年1月2日以降に他の市区町村から転入された人は、前住所地で発行された「令和5年度(令和4年中)の市民税・県民税所得証明書」が必要です。
窓口	でこねししようがいふくしか <b>彦根市障害福祉課</b> 電話 0749(27)9981 / FAX 0749(30)9231

## じどうふょうてあて 児童扶養手当

離婚などによってひとり親となった家庭の親、または親に代わってその児童である方、あるいは父または母が身体などに重度の障害がある家庭の親に支払れただし、所得による支給制限があります。また、障害の程度やその他の要件に当しない場合があります。 ※ 重度の障害のある人 : 国民年金法による障害等級の1級相当程度に			
	◆手当の額◆		
内容	月額 令和 5 年 4 月から 全額支給の場合 44,140 円 一部支給の場合 10,410 円~44,130 円 ※ 多子加算有。詳細については、市子育て支援課へおたずねください。  ◆支給月◆ 手当は 5 月(3・4 月分)、7 月(5・6 月分)、9 月(7・8 月分)、11 月(9・10 月分)、1 月(11・12 月分)、3 月(1・2 月分)に支給されます。		
手続方法	必要な書類を添えて、 <b>彦根市子育て支援課</b> で申請手続きをしてください。		
窓口	でにおしてそだ。 しえんか <b>彦根市子育て支援課</b> 電話 0749(26)0994 / FAX 0749(26)1768		

## とくべつじどうふょうてぁて 特別児童扶養手当

	20 歳未満の在宅の障害のある子ども(療育手帳の等級 A1、A2 または B1 に該当する程度)を監護している父母または養育者に支給されます。ただし、所得による支給制限があります。また、障害の程度によっては該当しない場合があります。 ◆手当の額◆
内容	月額 令和5年4月から
PA	1 級 53,700 円
	2 級 35,760 円
	◆支給月◆ 手当は年3回(4月、8月、12月)に分けて支給されます。 各支給月の前月までの4ヶ月分が振り込まれます。
必要な書類を添えて、 <b>彦根市障害福祉課</b> で申請手続きをしてください。 <b>手続方法</b> ※障害の種類や状態、交付を受けている手帳の等級などにより、用意していただく が異なりますので、詳細はお問い合わせください。	
窓口	ひこねししらがいふくしか <b>彦根市障害福祉課</b> 電話 0749(27)9981 / FAX 0749(30)9231

# しょうがいき そねんきん 障害基礎年金

内容	病気やケガなどで障害が残った場合に支給される年金です。	
	◆国民年金加入期間中、もしくは、年金に加入していない20歳未満や60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる間に、障害の原因となった病気やケガの初診日があること。(ただし、老齢基礎年金の繰上げ支給を受けている人を除きます。)	
支給要件	◆上記の病気やけがによる障害の程度が、20歳に達した時または障害認定日(原則、初診日から1年6ヶ月を経過した日)において、障害等級表の1級または2級(療育手帳の等級とは基準が異なります)のいずれかの状態になっていること。 ※障害認定日において障害の状態が軽い場合であっても、その後65歳に達する前に重くなった場合に障害年金を受けられることがあります。	
	◆保険料の納付要件を満たしていること。 ※年金保険料の納付要件や所得制限等により請求できない(全額または一部が支給されない)場合があります。 詳細は下記窓口にお問い合わせください。	
窓口	でにねしほけんねんきんか <b>彦根市保険年金課</b> 電話 0749(30)6136 / FAX 0749(22)1398 にっぽんねんきんき こうひこ ねねんきんじむ しょ <b>日本年金機構彦根年金事務所</b> 電話 0749(23)1116 / FAX 0749(23)9033	

# しょうがいこうせいねんきん しょうがいきょうさいねんきん 障害厚生年金・障害共済年金

内容	厚生年金保険または共済組合等に加入中に病気やケガで障害が残ったときに支給されます。		
支給要件	<ul> <li>◆厚生年金保険または共済組合等の被保険者である間に、障害の原因となった病気やけがの初診日があること。</li> <li>◆上記の病気やけがによる障害の程度が、障害認定日において、障害等級表の 1 級から 3 級(療育手帳の等級とは基準が異なります)までのいずれかの状態になっていること。 ※障害認定日においては障害の状態が軽い場合であっても、その後 65 歳に達する前に重くなった場合に障害年金を受けられることがあります。</li> <li>◆保険料の納付要件を満たしていること。</li> </ul>		
備考	<ul><li>◆年金保険料の納付要件により請求できない場合があります。</li><li>◆障害厚生年金・障害共済年金については 3 級に該当しない場合であっても、障害手当金が支給されることがあります。詳しくは、下記の窓口へおたずねください。</li></ul>		
窓口	詳細は下記窓口へお問い合わせください。 「にほんねんきんきこうひこねねんきんじむしょ 日本年金機構彦根年金事務所 電話 0749(23)1112 / FAX 0749(23)9033  、以下のようさいねんきん ばあい かくきょうさいくみあい ※障害共済年金の場合は、各共済組合にお問い合わせください。		

# とくべつしょうがいきゅうふきん 特別障害給付金

内容	国民年金に任意加入していなかったことにより障害基礎年金等を受給できない障害のある 人について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情を考慮して、平成 17 年 4月1日から福祉的措置として創設された制度で、厚生労働大臣の認定を受けた場合、特 別障害給付金が支給されます。		
支給要件	次の①または②いずれかに該当する人 ①平成3年3月31日以前に国民年金任意加入対象であった学生 ②昭和61年3月31日以前に国民年金任意加入対象であった被用者等(厚生年金保険、共済組合等の加入者)の配偶者 上記の人で、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障害に該当する人。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当し、請求された人に限ります。また、給付金を受けるためには厚生労働大臣の認定が必要になります。 なお、障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる人は対象になりません。老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給されている場合には、その受給額相当は支給されません。また特別障害給付金の支給を受けると、経過的福祉手当の支給は停止されます。その他、所得による支給制限もあります。 詳細は下記窓口にお問い合わせください。		
窓口	でこれしほけんねんきんか 彦根市保険年金課 電話 0749(30)6136 / FAX 0749(22)1398 にほんねんきんきこうひこねねんきんじむしょ 日本年金機構彦根年金事務所 電話 0749(23)1112 / FAX 0749(23)9033		

#### こうじょ けいげん げんめん 3. 税の控除・軽減・減免を受けたい – 税の控除・軽減・減免

## じゅうみんぜい しょとくぜい こうじょ 住民税・所得税の控除

納税者自身または同一生計配偶者※や扶養親族が所得税法上の障害者に当てはまる場合は、 一定の金額の所得控除を受けることができます。

控除が受けられるのは、住民税は障害の認定を受けた翌年度からです。所得税は認定を受けた 年分からです。

※同一生計配偶者とは、納税者の配偶者でその納税者と生計を一にする人(青色事業専従者を除 く)のうち、合計所得が48万円以下である人をいいます。

#### ◆控除できる金額◆

	控除	条件	住民税の 控除額	所得税の 控除額
内容	障害者控除	納税者自身または同一生計配偶者や扶養 親族が療育手帳 B1、B2 の交付を受けてい る場合	26 万円	27 万円
	特別障害者控除	納税者自身または同一生計配偶者や扶養 親族が療育手帳 A1、A2 の交付を受けてい る場合	30 万円	40 万円
	同居特別障害者 の場合	納税者の同一生計配偶者や扶養親族が 療育手帳 A1・A2 の交付を受けている人 で、かつ、納税者またはその配偶者、納税 者と生計を一にするその他の親族のいず れかと同居を常としている場合	53 万円 (30 万円 +23 万円)	75 万円 (40 万円 +35 万円)

◆所得税の控除

・確定申告の場合 : 彦根税務署 電話 0749(22)7640

※自動音声案内に従って操作してください。

年末調整の場合 : 勤務先の給与担当者

◆住民税の控除

窓口

ひこねしぜいむか しみんぜいかかり 彦根市税務課 市民税係 電話 0749(30)6140 / FAX 0749(22)3052

※ただし、所得税控除の手続をしている場合は、住民税控除の手続は不要です。

# しょとくぜい けいげん かいしゅうこう じとくべつこうじょ 所得税の軽減 (バリアフリー改修工事特別控除)

	◆特定増改築等住宅借入金等特別控除◆	
内容	バリアフリー改修工事を含む増改築を行った人で、下記対象に該当し、工事に係る資金について借入金があって一定の要件を満たす場合は、所得税額から 1 年間で最高 12.5 万円控除されます。 ※対象となる工事の要件など、詳細については税務署へお問い合わせください。	
対象	次のいずれかに該当する人	
窓口	でこれぜいむしょ <b>彦根税務署</b> 電話 0749(22)7640 ※自動音声案内に従って操作してください。	

## こていしさんぜい けいげん かいしゅうげんがくせいど **固定資産税の軽減 (バリアフリー改修減額制度)**

内容	現に居住している住居のバリアフリー改修を行った場合、一定の要件を満たせば工事が 完了した翌年度 1 年分に限り、その住宅にかかる固定資産税(100 ㎡分までに限る)の 3 分 の 1 が減額されます。
対象	次の要件を満たす場合が対象となります。  ◆ 居住する住宅が新築された日から 10 年以上を経過した住宅(貸家を除く)であること  ◆ 次のいずれかに当てはまる方が居住していること  ・ 65 歳以上の人  ・ 要介護認定または要支援認定を受けている人  ・ 障害のある人  ◆ 次のいずれかの改修工事を行っていること  ・ 廊下の拡幅  ・ 手すりの取り付け  ・ 階段の勾配の緩和  ・ 席の段差解消  ・ 浴室の改良  ・ トイレの改良  ・ 味の滑り止め化  ◆ 補助金等を除いた自己負担改修費用が、1 戸あたり 50 万円超であること  ◆ 改修後の住宅の床面積が 50 ㎡以上 280 ㎡以下であること  ◆ 改修工事完了後 3 か月以内に、申告書に必要書類を添えて窓口まで提出してください。
窓口	ひこねしぜいむか しさんぜいかかり <b>彦根市税務課 資産税係</b> 電話 0749(30)6138 / FAX 0749(22)3052

#### しどうしゃぜい かんきょうせいのうわり しゅべつわり けいじどうしゃぜいかんきょうせいのうわり げんめん 自動車税(環境性能割・種別割)・軽自動車税環境性能割の減免

内容	障害のある人のために使用される自動車について、税の減免を受けられる場合があります。 なお、減免額には上限があり、上限を超えた場合は、超過分の納付が必要となります。
対象となる 自動車	減免対象となる自動車は、療育手帳(A1·A2)の交付を受けている人または生計を一にしている人が所有している車に限ります(障害のある人本人が運転される場合は本人所有に限ります)。
	※自動車税(種別割)は、当該年度の4月1日現在の所有者(所有権留保付き自動車の場合は使用者)に対して賦課(課税)されます。 障害の程度等一定の要件がありますので、詳しくは下記窓口等にお問い合わせください。
	◆ 障害のある人本人が運転される場合
	□ 療育手帳(原本)
	□ 運転免許証(表裏の写しでも可)
	□ 自動車検査証(写しでも可)
	□ 減免申請書 (※1)
	□ 既に減免を受けている車がある場合は、追加の書類が必要です。
	※1 様式は県税事務所にあります。また、滋賀県税政課の HP からダウンロードできます。
	◆ 生計を一にする人または常時介護する人が運転される場合には、以下の資料も必要と
	なります。
	□ 生計同一証明書·常時介護証明書(彦根市障害福祉課、下記参照)
必要書類	□ 障害のある人が継続して月1回以上使用していることのわかる証明
	(通院・通学・通勤・通所)(※2)
	※2 様式は県税事務所にあります。また、滋賀県税政課の HP からダウンロードできます。 なお、常時介護する人が運転される場合および自動車税(環境性能割)または軽自動車税 (環境性能割)のみを減免申請される場合には、証明書(通院・通学・通勤・通所)は不要で
	<b>ब</b> ै.
	生計同一証明書・常時介護証明書の発行について
	◆お持ちの手帳を確認させていただく場合があります。
	◆状況により、提出していただく書類が異なりますので、下記窓口へお問い合わせください。
	では、これにしょうがいふくしか (窓口》 <b>彦根市障害福祉課</b> 電話 0749(27)9981 / FAX 0749(30)9231
	しがけんじどうしゃぜいじむしょ もりゃまし <b>滋賀県自動車税事務所(守山市)</b> 電話 077(585)7288 / FAX 077(585)7299
窓口 (申請書の	とうほくぶけんぜいじ む しょことうのうぜいか 東北部県税事務所湖東納税課 電話 0749(27)2206 / FAX 0749(26)3391
(甲調音の 提出先)	ほか、県内各県税事務所でも可能です。
,,c,,,,,,,,	ただし、自動車税(環境性能割)および軽自動車税(環境性能割)の減免申請の提出先は自動車税事務所のみです。
L	

令和元年(2019 年)10 月 1 日に、従来の自動車税は「自動車税(種別割)」に、また自動車取得税は「自動車税 (環境性能割)」と「軽自動車税(環境性能割)」に移行しました。

# せいじどうしゃぜい しゅべつわり げんめん 軽自動車税(種別割)の減免

対象となる 自動車	療育手帳(A1·A2)の交付を受けている人が取得・所有する軽自動車または手帳の交付を受けている人と生計を一にする人が取得・所有する軽自動車で、障害のある人本人が運転する軽自動車またはもっぱら障害のある人の通学・通勤・通院もしくは生業のためにその障害のある人と生計を一にする人が運転する軽自動車が対象となります。また、手帳の交付を受けている人のみで構成される世帯の障害のある人が取得・所有する軽自動車で、生計を一にしない人が運転する場合は、常時介護証明書が必要です。ただし、障害のある人1人について普通自動車を含めて1台のみの減免となります。詳しくは下記窓口にお問い合わせください。 ※軽自動車税(種別割)は、当該年度の4月1日現在の所有者に対して賦課(課税)されます。		
必要書類	□ 療育手帳 □ 運転免許証(運転される人のもの) □ 自動車検査証(車検証)のコピー □ 納税通知書および納付書 □ 減免申請書 □ 個人番号カードまたは通知カード (※ 通知カードは、氏名、住所等に変更がない、または、変更手続済の場合に限り、利用できます。) □ (通知カードをお持ちいただく場合)運転免許証、パスポート、在留カードなどの本人確認書類 □ 障害のある人を常時介護する人(生計を一にしない人)が運転する場合は、常時介護証明書		
申請期間	5月、納税通知書および納付書がお手元に到着してから、納期限までに申請してください。		
窓口	บ こねしぜいむか しみんぜいがかり <b>彦根市税務課 市民税係</b> 電話 0749(30)6140 / FAX 0749(22)1398		

# そうぞくぜい こうじょ 相続税の控除

	相続または遺贈によって財産を得た障害のある人が民法にいう相続人に該当する場合、次の額にその人が85歳(相続開始の日が平成22年3月31日以前の場合は満70歳)に達するまでの年数を乗じて算出した金額が、相続税額から控除されます。		
内容		相続開始の日が 平成 26 年 12 月 31 日以前	相続開始の日が 平成 27 年 1 月 1 日以降
	療育手帳 A1・A2 の交付を受けて いる人	12 万円	20 万円
	療育手帳 B1・B2 の交付を受けている人	6 万円	10 万円
窓口	ひこねぜいむしょ <b>彦根税務署</b> 電話 0749(22)7640		
	※自動音声案内に従って操作してください。		

# そうよぜい ひかぜい **贈与税の非課税**

内容	対象である人に対して生前に信託受益権の贈与を行う場合、一定の条件の下に贈与税が非課税になります。	
対象	療育手帳の交付を受けている人	
窓口	でこねぜいむしょ <b>彦根税務署</b> 電話 0749(22)7640 ※自動音声案内に従って操作してください。	

# こうきょうりょうきんとう わりびき う こうきょうりょうきんとう わりびき 4. 公共料金等の割引を受けたい ― 公共料金等の割引

# RHK放送受信料の減免

内容	NHKの放送受信料が半額または全額免除されます。		
対象者	全額免除対象者 半額減免対象者		
<b>刘</b> 承有	(低所得世帯(生活保護世帯、もしくは世帯主かつ契約者) 横育手帳 A1・A2 の交付を受けている人で世帯主かつ契約者		
必要書類	□ 療育手帳 □ 印鑑		
窓口	で まししょうがい ふくし か <b>彦根市障害福祉課</b> 電話 0749(27)9981 / FAX 0749(30)9231		

#### けいたいでんわきほんりょうとう わりびき 携帯電話基本料等の割引

内容	携帯電話の基本使用料等が割引されます。 割引内容は各携帯電話会社によって異なります。 詳しくは各店舗へお問い合わせください。	
対象者	療育手帳の交付を受けている人	
窓口	けいたいでんわかくしゃ してん かくしゃでんわとりあつかいてんとう 携帯電話各社の支店、各社電話取扱店等	

## でんわばんごう むりょうあんない あんない まいる でんわばんごう むりょうあんない 電話番号の無料案内(NTTグループふれあい案内)

内容	電話番号を無料で案内します。(要事前登録)		
対象者	療育手帳の交付を受けている人		
必要書類	療育手帳		
窓口	もより 最寄のNTT支店 もしくは 下記に連絡すれば申込書が送られてきます。 ●ふれあい案内 (全国共通) TEL 0120(10)4174		

## けんりつしせつにゅうじょう かん りょう わりびき 県立施設入 場(館)料の割引

内容	下記の県立施設で入場(館)時に手帳を提示すれば、入場(館)料が無料または割引されます。			
入場料が無料になる施設	<ul> <li>◆ 醒井養鱒場</li> <li>◆ 近代美術館</li> <li>◆ 陶芸の森陶芸館</li> <li>◆ 安土城考古博物館</li> <li>◆ 県立障害者福祉センター</li> <li>◆ 琵琶湖博物館</li> </ul>			
入場料・使用料が 半額になる施設	◆ 県立アイスアリーナ ◆ 近江富士花緑公園ふるさと館			

# ひこねじょう ひこねじょうはくぶつかん にゅうじょうりょうめんじょ 彦根 城・彦根城博物館の入 場 料 免除

内容	下記の施設で入場時に手帳を提示すれば、本人および介護する人1人の入場料が免除されます。			
対象施設	◆彦根城·玄宮楽々園 ◆彦根城博物館			
窓口	◆彦根城・玄宮楽々園  電話 0749(22)2742 / FAX 0749(22)2905(彦根城運営管理センター)  ひこねじょううんえいかんりせん たー 電話 0749(22)6100 / FAX 0749(22)6520			

# しえいちゅうしゃじょうしょうりょうきん げんめん 市営駐車場使用料金の減免

内容	手帳の交付を受けている方が、自ら運転し、または同乗し、管理事務所において手帳を提示した場合、使用料の半額(その額に円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減額することができます。 ※ただし、一時駐車利用の場合に限ります。		
対象施設	<ul> <li>◆市営中央駐車場 : 京町二丁目 1-27</li> <li>電話 0749(27)4482</li></ul>		
窓口	ひこねしこうつうたいさくか <b>彦根市交通対策課 電話 0749(30)6134 / FAX 0749(24)5211</b> ※上記駐車場の空き状況については、各駐車場の連絡先へお問い合わせください。		

# こうどうはんい ひろ せいど し こうどうはんい かくだい 5. 行動範囲を広げるための制度を知りたい - 行動範囲の拡大

ゆうりょうとう ろつうこうりょう わりびき じどうしゃ じぜんとうろく 有料道路通行料の割引(自動車の事前登録あり)

内容	第1種の療育手帳の交付を受けている人1人につき1台、有料道路の通行料が5割引となります。事前に下記窓口での手続きが必要です。営業用自動車は該当しません。 ※ <b>療育手帳(第1種)の交付を受けている本人が同乗している場合のみ</b> 、割引となります。			
必要書類	ETC カードを使用しない場合			
使い方	ETCカードを使用しない場合  高速道路料金所にて支払時に療育手帳の「有料道路割引シール」が貼付されているページを提示してください。  ETCカードを使用する場合  登録済みの ETC カードを車載器に挿入して			
備考	<ul> <li>◆事前登録された自動車がやむを得ず使用できない場合も割引が受けられますが、その場合は上記の「ETC カードを使用しない場合」の利用方法になります。</li> <li>◆有効期限日の2か月前から更新手続が可能です。上記の必要書類をご持参ください。</li> <li>◆車によっては登録できない車もあります(事業用などの車や、レンタカー、軽トラック、会社名義の車は登録できません。なお、ローン会社の場合は登録できます)。</li> <li>◆ETC の場合は、有料道路 ETC 割引登録係への登録手続きが必要なことから、窓口での申請から割引が適用されるまでに日数がかかります。登録手続完了後に、文書で ETC 利用による割引の開始日が通知されるまでは料金所で係員に手帳を提示してください。なお、ETC 利用登録される方のみ道路会社のホームページにて、オンライン申請が可能です。(本人確認のためマイナンバーカードおよびマイナポータルへの登録が必要です。)</li> <li>◆電子車検証を持っている人は手続きに自動車検査記録事項が必要です。</li> </ul>			
窓口	ひこねししょうがいぶくしか <b>彦根市障害福祉課</b> 電話 0749(27)9981 / FAX 0749(30)9231			
問合せ先	NEXCO西日本お客さまセンター(24時間) 電話 0120(924)863(フリーダイヤル) フリーダイヤルをご利用になれない場合は、電話 06(6876)9031(通話料有料)			

## ゆうりょう とう ろつうこうりょう わりびき じどうしゃ じぜんとうろく 有料道路通行料の割引 (自動車の事前登録なし)

内容	第1種の障害のある人1人につき1台、有料道路の通行料が割引となります。事前に下記窓口での手続きが必要です。営業用自動車は該当しません。 ※ <b>療育手帳(第1種)の交付を受けている本人が同乗している場合のみ</b> 、割引となります。		
必要書類	□療育手帳		
使用方法	料金をお支払いいただく料金所の一般レーンにて証明シールを貼った手帳を提示してください。 ※事前登録されていない自動車は、ETC 無線通行(ノンストップ走行)できません。		
備考	<ul><li>◆既に事前申請を行い、自動車 1 台を事前登録している場合は、手続きは不要です。</li><li>◆自動車を事前登録せずに割引申請された人が新たに自動車を事前登録する場合は、変更申請が必要です。</li><li>◆タクシーや福祉有償運送車両も割引対象となります。</li></ul>		
窓口	で こね ししょうがい ふくし か <b>彦根市障害福祉課</b> 電話 0749(27)9981 / FAX 0749(30)9231		
問合せ先	NEXCO西日本お客さまセンター(24時間) 電話 0120(924)863(フリーダイヤル) フリーダイヤルをご利用になれない場合は、電話 06(6876)9031(通話料有料)		

## ちゅうしゃきんし たいしょうじょがい 駐車禁止の対象除外

内容	療育手帳(A1·A2)の交付を受けている人が利用する車が駐車禁止の対象から除外されます。下記窓口にて証明書を発行します。		
対象	療育手帳 A1・A2 の交付を受けている人		
必要書類	□ 療育手帳 □ 免許証		
窓口	□ 自動車検査証 ひこねけいさつしょこうつうか <b>彦根警察署交通課</b> 電話 0749(27)0110 / FAX 0749(27)0130		

## しどうしゃこうにゅうしきん かしつけ 自動車購入資金の貸付

内容	障害のある人が自ら運転する自動車を購入する場合、または障害のある人と生計を一にする人がもっぱら当該障害のある人の日常生活の便宜や社会参加の促進を図るために自動車を購入する場合、その必要な経費の貸付の相談ができます。
窓口	で こね し しゃかい ふくしきょうぎ か い 彦根市社会福祉協議会 電話 0749(22)2821 / FAX 0749(22)2841

## じどうしゃうんてん ぎのうしゅうとくひ かしつけ 自動車運転の技能習得費の貸付

内容	生業を営み、または就職する る場合、その必要な経費の〔			前車の運	転免許を <sup>:</sup>	習得する必要があ
窓口	ひこねししゃかいふくしきょうぎかい 彦根市社会福祉協議会	電話	0749 (22) 2821	/	FAX	0749 (22) 2841

## がいしゅっ しゃりょう 外出をサポートする車両「おたがいさんさん号」の貸出

内容	地域サロンなどへの送迎や、買い物・病院などへの外出時に利用できる車両「おたがいさん さん号」の貸出を行っています。自動で車に乗り降りできるサイドリフトアップシートを搭載した 7人乗り車両です。 ◆貸出条件など、詳しくは窓口へお尋ねください。			
窓口	ひこねししゃかいふくしきょうぎかい <b>彦根市社会福祉協議会</b> 電話 0749(22)2821 / FAX 0749(22)2841			

#### うんちん わりびき **タクシー運賃の割引**

内容	メーター表示額より 10%の割引になります。タクシー乗車後、走行開始前に手帳をご提示く ださい。	
対象者	療育手帳の交付を受けている人	

#### よやくがたのりあい あいしょう あい うんちん わりびき 予約型乗合タクシー(愛称:愛のりタクシー)運賃の割引

内容	療育手帳の交付を受けている人と介護する人の運賃が、普通料金の半額になります。
使い方	予約型乗合タクシーのご予約は近江タクシー㈱まで。 またタクシー乗車時に手帳をご提示ください。 ☆ <b>近江タクシー㈱</b> 電話 0749(22) 1111 / FAX 0749(22)1112
その他	◆予約型乗合タクシーは完全予約制ですので、予約のない便は運行しません。 ◆運行車両はすべて車椅子に対応していますが、折りたためない車椅子(電動車イス等)は、重 量等により対応できません。あらかじめご了承お願いします。
窓口	ひ こねし こうつうたい きくか <b>彦根市交通対策課</b> 電話 0749(30)6134 / FAX 0749(24)5211

## じょうしゃねんりょうひ 自動車燃料費・タクシー運賃の助成

内容	自動車燃料費またはタクシー運賃のいずれかを助成します( <u>どちらか1つの選択になります</u> )。 自動車燃料費は年間 6,000 円〔 500 円 × 12 枚(前期 6 枚・後期 6 枚)〕 タクシー運賃は年間 12,000 円〔 500 円 × 24 枚 〕を助成します。			
対象者	療育手帳 A1・A2 の交付を受けている人 ※自動車燃料費助成券の場合、運転する人は手帳の交付を受けている人またはその人と生計を一にする人に限ります。 ※所得による支給制限があります( <b>障害のある人本人が市民税所得割非課税</b> であること、18歳以上の障害のある人については、配偶者の市民税所得割が 16 万円未満。18歳未満の障害のある子については、 <mark>配偶者の市民税所得割の合計が 28 万円未満</mark> )。 ※施設に入所している人は対象とはなりません。			
備考	<ul> <li>◇船油またはタクシー乗車の精算時にチケットを業者に必要な枚数をご提出ください。なお市と提携している業者に限ります。</li> <li>◆業者によっては、セルフ給油レーンではご利用できないことがありますので給油前に業者にご確認ください。</li> <li>◆助成券の表紙に記載されている車両番号以外の車に給油することは出来ません(車両を変更される場合、助成券と車検証をお持ちになり、下記窓口までお越しください)</li> <li>◆給油所で、助成券をプリペイドカードに交換や入金または現金に換えた場合、給油のみに使用してください。給油以外の不正に利用された場合、助成金額を返還していただくことになります。</li> <li>◆タクシー運賃助成利用の人は、タクシー運賃の割引と併用できます。また、タクシー助成券は1回の乗車につき4枚までのご利用となります。</li> </ul>			
申請方法	手帳を持って、下記窓口までお越しください。 自動車燃料費助成を申請される方は、車の車両番号がわかるもの(車検証等)も必要です。			
窓口	ひこねししょうがいぶくしか <b>彦根市障害福祉課</b> 電話 0749(27)9981 / FAX 0749(30)9231			

## こ こく ひこねかんこう うんちん わりびき 湖国バス・彦根観光バス運賃の割引

内容	バスを利用するとき運賃が5割引(定期券は3割引)になります。 バス運賃支払時に手帳をご提示ください。
対象	療育手帳の交付を受けている人と、介護または付き添いの人。 (介護または付き添いの必要性を認めた場合)

#### thのstack わりびき JR線旅客運賃の割引

JR 線の乗車運賃が下記のように割引されます。 乗車券購入前に JR 各駅窓口にて手帳をご提示ください。

内容

手帳の種別	乗車方法	乗車券	割引内容	割引率
	本人のみ	普通	本人	5割引 (片道 100 <sup>≒</sup> □を超える場合のみ)
第1種	本人 および	普通	本人・介護者ともに	5 割引
		回数	本人・介護者ともに	5 割引
	介護者	定期	本人・介護者ともに	5 割引
第2種	本人のみ	普通	本人	5割引 (片道 100 <sup>‡</sup> 。を超える場合のみ)

## こうくうりょきゃくうんちん わりびき 航空旅客運賃の割引

内容	国内航空線を利用するとき、運賃が割引になります。航空券販売窓口で手帳をご提示ください。			
対象者	療育手帳の交付を受けている、満 12 歳以上の人   割引内容			
窓口	かくこうくうがいしゃこうくうけんはんば 各航空会社航空券販売	いまどぐち <b>- 窓口</b>		

## ヘルプマーク

内容



義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、または妊娠初期の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲の人に援助や配慮を必要としていることを知らせるマークです。

下記の場所で、希望される人に無料でお渡しします。

《配布場所》

**彦根市障害福祉課** 電話 0749(27)9981 / FAX 0749(30)9231 でこねほけんじょ **彦根保健所** 電話 0749(21)0283 / FAX 0749(26)7540

ひこねしほけんねんきんか ひこねしりつびょういん いなえししょ かくしゅつちょうじょ 彦根市保険年金課、彦根市立病院、稲枝支所、各出張所でも配布

# しがけんくるま しょうしゃとうようちゅうしゃじょうりょうしょうせいど 滋賀県 車いす使用者等用駐 車 場利用証制度

内容	障害のある人や高齢の人など、移動に配慮の必要な人を対象に、車いす駐車場等の利用証を 交付します。下の駐車区画が利用できます。  「車いす優先区画マーク (滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証制度) 幅が3.5メートル以上あり、車いすを常時使用される人が優先的に 駐車できる区画です。				
	説いやり区画マーク (滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証制度) 障害のある人や高齢の人など、移動に配慮の必要な人が優先的に 駐車できる区画です。				
対象者	療育手帳 A1・A2 の交付を受けている人				
窓口	しがけんけんこういりょう ふくし ぶけんこうふくしせいさくか <b>滋賀県健康医療福祉部健康福祉政策課</b> 電話 077(528)3510 / FAX 077(528)4850				

# くるま かしだし 車 いすの貸出

内容	一時的に車椅子の必要な人に、短期間(原則 1 週間以内)貸出します。下記窓口までお越しくだされば、その場でお貸しいたします。(彦根市社会福祉協議会は、原則 2 週間貸出可能)					
窓口	<b>彦根市障害福祉課</b> 電話 0749(27)9981 / FAX 0749(30)9231 <b>彦根市社会福祉協議会</b> 電話 0749(22)2821 / FAX 0749(22)2841 ※平日月曜から金曜日の午前 8 時 30 分から 17 時 15 分までの間に貸出できます。 閉庁日は貸出を行っていません。ご注意ください。					

# にちじょうせいかつ かいてき にちじょうせいかつ しえんとう 6. 日常生活をより快適なものにしたい - 日常生活の支援等

# にちじょうせいかつょうぐ きゅうふとう 日常生活用具の給付等

内容	<ul> <li>一割の自己負担で下記の日常生活用具の給付や貸与が受けられます。事前申請・承認が必要となりますので下記窓口へご相談ください。</li> <li>・特殊マット・火災警報器・・頭部保護帽・自動消火器・特殊便器・電磁調理器・紙おむつ</li> </ul>					
対象	用具の種類ごとに細かな要件があります。下記窓口へお問い合わせください					
窓口	でこね ししょうがい ふくし か <b>彦根市障害福祉課</b> 電話 0749(27)9981 / FAX 0749(30)9231					

## じゅうたくかいしゅうひ きゅうぶ 住宅改修費の給付

内容	下記に該当する住宅改修費、居宅生活動作補助用具購入費を上限 20 万円(ただし、自己負担金あり)の範囲で給付します。詳しくは下記窓口にお問い合わせください。				
対象と なるもの	<ul> <li>◆ 手すりの取り付け</li> <li>◆ 床段差の解消</li> <li>◆ すべり防止および移動の円滑化等のための床材の変更</li> <li>◆ 引き戸等への扉の取替え</li> <li>◆ 洋式便器等の便器の取替え</li> <li>◆ その他必要な住宅改修</li> </ul>				
対象者	療育手帳 A1・A2 の交付を受けている人				
備考	介護保険制度が優先的に適用されます。				
窓口	で まししょうがい ふくし か <b>彦根市障害福祉課</b> 電話 0749(27)9981 / FAX 0749(30)9231				

# じゅうたくかいそうひ じょせい 住宅改造費の助成

内容	重度障害のある人の日常生活を容易にするため、便所・風呂等を特別に改造する場合、その 改造費の一部を助成します。 事前申請・承認が必要となりますので、改造前に下記窓口までご相談ください。 また、所得による支給制限があります。					
対象者	療育手帳 A1・A2 の交付を受けている人					
備考	上記の住宅改修費給付や介護保険制度が優先的に適用されます。					
窓口	でにねししょうがいふくしか <b>彦根市障害福祉課</b> 電話 0749(27)9981 / FAX 0749(30)9231					

# じゅうたくしきん かしつけ 住宅資金の貸付

内容	住宅の増改築・補修に必要な資金の貸付の相談ができます。					
窓口	ひこねししゃかいふくしきょうぎかい <b>彦根市社会福祉協議会</b>	電話	0749(22)2821	/	FAX	0749(22)2841

## にちじょう きんせんかんり しょるいあす てった 日常の金銭管理や書類預かりのお手伝い

内容	認知症高齢の人や知的障害 らしていけるよう、本人との お手伝いを行います。					
窓口	ひこねししゃかいふくしきょうぎかい <b>彦根市社会福祉協議会</b>	電話	0749 (22) 2821	/	FAX	0749(22)2841

# **7. 社会参加の促進**

# ひこね ししょうがいしゃ 彦根市障害者スポーツカーニバル

内容	体力の維持増強、社会参加の意欲向上、そして障害のある人相互の親睦・協調の促進を目 的に、毎年秋頃に障害者スポーツカーニバルを開催しています。					
対象者	市内にお住まいの、療育手帳の交付を受けている人					
窓口	บ = ล บ โมริท์เบล くし か <b>彦根市障害福祉課</b> 電話 0749(27)9981 / FAX 0749(30)9231					

#### しが けんしょうがいしゃ 滋賀県障害者スポーツ大会

	【スポーツフェスタの部】 誰もが気軽にスポーツに親しみ、社会参加と相互交流を深めます。						
内容	【全国大会選考会】 スポーツを通じて体力の維持増進を図り、日頃の練習の成果を発揮する場です。						
	※ 詳細は、下記までお問い合わせください。						
対象者	【スポーツフェスタの部】 市内にお住まいの、療育手帳の交付を受けている人で、令和5年4月1日現在で9歳(小学4年生)以上の人。						
<b>刈</b> 家石	【全国大会選考会】 市内にお住まいの、療育手帳の交付を受けている人で、令和 5 年 4 月 1 日現在で 12 歳(中学 1 年生)以上の人。						
窓口	ひこね ししょうがいふくし か <b>彦根市障害福祉課</b> 電話 0749(27)9981 / FAX 0749(30)9231						
心心	で まっし						

## (滋賀県) スペシャルスポーツの広場

障害のある人が身近な地域で気軽にスポーツに親しめる機会を提供し、継続に 活動につなげていくために、スポーツを通して地域・行政・施設と連携して実施さ						
	※ 詳細は、下記までお問い合わせください。					
対象者	市内にお住まいの、障害のある人、その家族および支援者。					
問合せ先	いちしゃ しが けんしょうがいしゃ (一社)滋賀県障害者スポーツ協会 電話 077(522)6000 / FAX 077(521)8118					

# ひこね ししょうがいしゃふくし りょう 彦根市障害者福祉センターの利用

内容	<ul> <li>・障害のある人が通所して、デイサービス講座を受講できます。</li> <li>【デイサービス講座】 パソコン、3B 体操、手話、生花、手芸などの創作活動、軽作業、日常生活訓練等(※講座の種類や詳細は、下記までお問い合わせください)。</li> <li>・障害関係団体や障害者関係ボランティア団体が、会議やイベント等でセンター各室を利用できます(※利用希望や詳細は、下記までお問い合わせください)。</li> </ul>			
対象者	・市内にお住まいの療育手帳の交付を受けている人 ・市内の障害福祉団体、障害関係ボランティア団体			
窓口	ひこね ししょうがいしゃ ふくし <b>彦根市障害者福祉センター</b> 電話 0749(26)1767 / FAX 0749(26)1767			

あお、とりゆうびん <b>青い鳥郵便はがきの無償配布</b>				
内容	4月から5月末までの受付期間にご希望いただいた場合、青い鳥をデザインしたオリジナル 封筒に通常郵便はがきが入った「青い鳥郵便はがき」が無料で日本郵便株式会社から配布 されます。			
対象者	療育手帳 A1 または A2 の交付を受けている人のみ			
窓口	も ょ ゅうびんきょく かんいゆうびんきょく のぞ 最寄りの郵便局(簡易郵便局を除く)			

## でこね 彦根バリアフリーマップ

内容	高齢の人や障害のある人、小さな子ども連れの人などが安心して気軽に外出できるよう、彦 根市内の公共施設等のバリアフリーに関する情報をインターネット上のホームページに掲載 しています。					
アドレス	https://bfmap.city.hikone.shiga.jp/ あるいは、 彦根市のホームページ⇒健康・医療・福祉⇒福祉⇒彦根バリアフリーマップ 彦根市のホームページ⇒ライフシーンで探す⇒福祉・介護⇒彦根バリアフリーマップへと移動					
問合せ先	ひこねししようがいふくしか <b>彦根市障害福祉課</b> 電話 0749(27)9981 / FAX 0749(30)9231					

# Ⅳ 障害福祉サービス等について

「障害者総合支援法」および児童福祉法に基づくさまざまな福祉サービスの提供により、みんなが安心していっしょに暮らせる地域社会の実現を目的として総合的に支援します。

しょうがいしゃそうごうしえんほう じどうふくしほう **障害者総合支援法と児童福祉法によるサービスのしくみ** 

## かいごきゅうふ

障害区分の一定以上ある人に生活上または 療養上の必要な介護を行います

- ◆居宅介護(ホームヘルプ)
- ◆重度訪問介護
- ◆行動援護
- ◆同行援護
- ◆短期入所(ショートステイ)
- ◆重度障害者等包括支援
- ◆療養介護
- ◆生活介護
- ◆施設入所支援

## はなるでは、一種できるでは、一種では、

補装具の購入や修理にかかる費用が支給されます。

## 地域相談支援給付

- ◆地域移行支援
- ◆地域定着支援

## 計画相談

サービス事業者等との連絡 調整等や定期的なモニタリング等を行います。

- ◆計画相談支援
- ◆障害児相談支援

# 計練等給付

身体的または社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行います。

- ◆自立訓練(機能、生活)
- ◆就労移行支援
- ◆就労継続支援(A型、B型)
- ◆共同生活援助(グループホーム)
- ◆自立生活援助
- ◆就労定着支援

## じりつしえんいりょう

障害の種類や年齢により決められていた 医療費の仕組みは一本化されました。 原則、自己負担は 1 割ですが、所得により 異なります。

# 障害者·障害児

#### ちいきせいかつしえんじぎょう **地域生活支援事業**

市区町村長や都道府県が、地域の実情に応じてさまざまな事業を行います。

- ◆相談支援 ◆意思疎通支援
- ◆日常生活用具の給付 ◆移動支援
- ◆地域活動支援センター
- ◆福祉ホーム ◆訪問入浴
- ◆日中一時支援 など

## ではらがいじつうしょ しえん **障害児通所支援**

障害のある子どもに対して必要な支援を行います。

- ◆児童発達支援
- ◆医療型児童発達支援
- ◆放課後等デイサービス
- ◆保育所等訪問支援
- ◆居宅訪問型児童発達支援

## さまざまな障害福祉サービス

障害福祉サービスには、介護の支援を受ける「介護給付」、訓練等の支援を受ける「訓練等給付」があります。

#### ◆訪問系サービス◆

給付の 種類	サービスの名称	内容
	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で入浴や排泄、食事などの介助をします。
介護給付	重度訪問介護	重度の障害があり常に介護の必要な人に、自宅で入浴や排泄、食事などの介助 や外出時の移動の補助をします。
	行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護の必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などをします。
	同行援護	重度の視覚障害で移動の困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行います。
	重度障害者等包括支 援	常に介護の必要な人の中で介護の必要な程度が非常に高いと認められた人に は、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。

#### ◆日中活動系サービス◆

給付の 種類	サービスの名称	内容
	将本1℃≝	医療の必要な障害のある人で常に介護の必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
介護 給付	午:士イトョ隹	常に介護の必要な人に施設で入浴や排泄、食事の介護や創作的活動等の機会を提供します。
	短期入所 (ショートステイ)	家で介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所できます。
訓練等	1 日 元 訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練をします。
	一郎牙移行支援	就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練をします。
	一见了一张流立 女 择	通常の事業所で働くことの困難な人に、就労の期間の提供や生産活動その他の活動の機 会、知識や能力向上のための訓練をします。
	1 双子正春女接	就労している障害のある人との対面による相談等や障害のある人を雇用した企業への訪問、 関係機関との連絡調整等をします。

#### ◆居住系サービス◆

給付の 種類	サービスの名称	内容				
介護給付	施設入所支援	施設に入所する人に入浴や排泄、食事の介護などをします。				
訓練等給付	共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の支援および介護を提供します。				
	自立生活援助	定期的な居宅訪問等により、状況把握を行い、必要な情報提供や助言などをします。				

備考

内 容

サービスを利用した際は、負担能力に応じた利用者負担額を支払います。利用者負担は月ごとに上限額が決められます。月額負担上限額か1割相当額のいずれか低いほうが利用者負担となります。

窓口

ひこねししょうがいふくしか 彦根市障害福祉課

電話 0749(27)9981 /

/ FAX

FAX 0749(30)9231

# しょうがいじつうしょしえん 障害児通所支援

	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の習得を支援するとともに、集団生活への適応訓練を行います。						
	医療型児童発達支援 児童発達支援の内容に加え、治療の提供を行います。							
内容	放課後等 デイサービス 就学中の障害のある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中にあ いて、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供するなどして、障害のある子どもの自立を促進するとともに、放課後等の居場所作りを推進します。							
	保育所等を利用中の障害のある子ども、または今後利用する予定の障害の 保育所等訪問支援 ある子どもが、安定した利用ができるよう、保育所等における集団生活の適 応のための専門的な支援を行います。							
	居宅訪問型 児童発達支援	外出するのが著しく困難な障害のある子どものお住まいの家を訪問し、日常 生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。						
備考	サービスを利用した際は、負担能力に応じた利用者負担額を支払います。利用者負担は月ごとに上限額が決められます。月額負担上限額か1割相当額のいずれか低いほうが利用者負担となります。							
窓口	ひこねししょうがいふくし か 彦根市障害福祉課	電話 0749(27)9981 / FAX 0749(30)9231						

# けいかくそうだんしえん しょうがいじそうだんしえん ちいきそうだんしえん 計画相談支援・障害児相談支援・地域相談支援

内容   障害児相談支援		計画相談支援	事業者等との 地域相談支援	連絡訓 (地域 サーヒ	整を行う(基本 移行支援・地域 :ス事業者等との	相談支援)と 定着支援)の	ともに、障 利用に関し	提供や助言、サービス 書福祉サービスまたは て「サービス等利用計  用支援)、定期的なモ
(地域移行支援)	内容	障害児相談支援	障害児通所支 作成し、サービ	援を利	川用する障害の			
(地域定着支援) 施設や病院から地域生活へ移行した障害のある人の相談や支援を行います。						-		完入院患者の人に対し
窓口 彦根市障害福祉課 電話 0749(27)9981 / FAX 0749(30)9231  - ステップあップ2 1 (電話 0749-35-0008 ファックス 0749-35-0021) - 相談支援事業所てんしん (電話 0749-26-7088 ファックス 0749-26-7077) - 相談支援センターあおい (電話 0749-47-6406 ファックス 0749-21-2246) - はぽ相談室 (電話 0749-47-5190 ファックス 0749-47-5234) - 相談支援センターあすなろ (電話 0749-35-4677 ファックス 0749-35-4695) - 地域生活支援センターまな (電話 0749-21-2192 ファックス 0749-21-2193) - 相談支援事業所かいぜ寮 (電話 0749-3811 ファックス 0749-43-3811) - 障害者自立支援センター葦の舟 (電話 0749-23-8941 ファックス 0749-23-8942) - 彦根市相談支援事業がばえ (電話 0749-24-7885 ファックス 0749-24-7886) - 相談支援事業所ちゃれんじ (電話 0749-24-7885 ファックス 0749-24-7886) - 相談支援事業所ふるさと (電話 0749-21-2660 ファックス 0749-22-4343) - 相談支援事業所ゆるり (電話 0749-21-2660 ファックス 0749-22-4480) - 相談支援事業所ゆるり (電話 0749-26-0003 ファックス 0749-26-0003) - 障碍者相談支援事業所天の川 (電話 0749-20-4352 ファックス 0749-20-4352)			施設や病院か	ら地域	は生活へ移行した	た障害のある	人の相談や	ら支援を行います。
<ul> <li>窓口 彦根市障害福祉課 電話 0749-(27)9981</li></ul>	備考							
・相談支援事業所でんしん (電話 0749-26-7088 ファックス 0749-26-7077) ・相談支援センターあおい (電話 0749-47-6406 ファックス 0749-21-2246) ・ぽぽ相談室 (電話 0749-47-5190 ファックス 0749-47-5234) ・相談支援センターあすなろ (電話 0749-35-4677 ファックス 0749-35-4695) ・地域生活支援センターまな (電話 0749-21-2192 ファックス 0749-21-2193) ・相談支援事業所かいぜ寮 (電話 0749-43-3811 ファックス 0749-43-3811) ・障害者自立支援センター葦の舟 (電話 0749-23-8941 ファックス 0749-23-8942) ・彦根市相談支援事業めばえ (電話 0749-24-7885 ファックス 0749-24-7886) ・相談支援事業所ちゃれんじ (電話 0749-49-2531 ファックス 0749-49-2532) ・相談支援事業所ふるさと (電話 0749-21-2660 ファックス 0749-22-4343) ・相談支援事業所かるり (電話 0749-49-2557 ファックス 0749-22-4480) ・相談支援事業所かるり (電話 0749-26-0003 ファックス 0749-26-0003) ・障碍者相談支援事業所天の川 (電話 0749-20-4352 ファックス 0749-20-4352)	窓口	ひこねししょうがいふく <b>彦根市障害福祉</b>	L か <b>上課</b>	電話	0749(27)9	981 /	FAX	0749(30)9231
・相談支援サポート空琉(ある) (電話 0749-38-3079 ファックス 0749-38-3079)	相談先	・相談支援事業カー・相談支援を主要を表現でする。相談支援を主要を表現でする。相談は支援を主要を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	んあ あない あすーぜタめれさのり ででいる でででいる でででいる でのでの かった でのでの のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの の	電電電電電電電電電電電電電電電電電電電電電電電電電電電電電電電電電電電電電電	0749-26-7088 0749-47-6406 0749-35-4677 0749-21-2192 0749-43-3811 0749-23-8941 0749-24-7885 0749-49-2531 0749-21-2660 0749-49-2557 0749-26-0003	フフフフフフフフフフファッツッツッツッツッツッツッツッツッツッツッツクククククククククク	0749-26-7 0749-21-2 0749-35-4 0749-35-4 0749-21-2 0749-23-8 0749-24-7 0749-24-7 0749-22-4 0749-22-4	077) 246) 234) 695) 193) 811) 942) 886) 532) 343) 480) 003)

#### ちいきせいかつしえんじぎょう **地域生活支援事業**

障害のある人が、その有する能力や適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことが できるよう、以下の事業を実施しています。詳細は下記窓口へお問い合わせください。

#### 内容

- ◆相談支援事業
- ◆移動支援事業
- ◆日中一時支援事業
- ◆地域活動支援センターⅡ型(デイサービス)事業
- ◆訪問入浴サービス事業
- ◆雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業

	ステップあップ21 電話 0749(35)0008 / FAX 0749(35)0021				
	#うだんしぇんじぎょうしょ 相談支援事業所でんしん 電話 0749(26)7088 / FAX 0749(26)7077				
相談支援事業	そうだんしえん 相談支援センターあおい				
福祉サービスや社会資源	電話 0749(47)6406 / FAX 0749(21)2246				
の利用、社会生活力を高めるための支援やピアカウンセリ	相談支援センターあすなろ				
ング、権利の擁護や、専門機	電話 0749(35)4677 / FAX 0749(35)4695				
関の紹介などに関する相談	まうだんしつ <b>ぽぽ相談室</b>				
やアドバイスを行っています。	電話 0749(47)5190 / FAX 0749(47)5234				
	キラだんしえん じぎょう         相談支援事業かいぜ寮				
	電話 0749(43)3811 / FAX 0749(43)3811				
	すいきせいかつしぇ ん 地域生活支援センター まな				
	電話 0749(21)2192 / FAX 0749(21)2193				
<b>備考</b> 利用料は下記窓口までお問い合わせください。					
窓口・問い合わせ	ひこねししょうがいふくしか 彦根市障害福祉課				
WH HIV. DIVE	電話 0749(27)9981 / FAX 0749(30)9231				

# V さまざまな支援について

#### しゅうろう **就労の相談窓口**

窓	П	内容
びこねこうきょうしょくぎょうあんていじょ 彦根公共職業安定所 (ハローワーク彦根)	電話 0749(22)2500 42# FAX 0749(26)5186	障害のある人の就職等について、専門の職員が相談・ 支援を行っています。
動き・暮らしコトー 支援センター (すこやかあんしんセン ター内 雇用支援課)	電話 0749(21)2245 FAX 0749(21)2246	障害のある人の「働く」ことと「暮らす」ことを一体的にサポートする専門機関として、本人・家族・企業からの相談に無料で応じています。「雇用支援ワーカー」「生活支援ワーカー」「職場開拓員」「就労サポーター」等が配置され、仕事に関する相談はもちろん、仕事をする上で基本となる生活に関する相談も受け付け、自立した生活をするため、ハローワークや企業、行政、地域生活相談支援センター、福祉サービス事業者などと連携・支援しています。
しが しょうがいしゃしょくぎょう 滋賀障害者職業 くさっし センター(草津市)	電話 077(564)1641 FAX 077(564)1663	就職や職場復帰、職場定着を目指す障害のある人、障害者を雇用する事業主の方、障害のある人の就労を支援する関係機関の方に対して、相談、支援、研修などを提供しています。ハローワークと連携して、職業相談や職業準備支援、ジョブコーチ支援などを行います。

# ひこねしない しょうがいしゃだんたい 彦根市内の障害者団体

団体名		住所•連絡先
ひこねししんたいしょうがいしゃこうせいかい 彦根市身体障害者更生会	身体障害のある人とその家族の団体です。	彦根市平田町 594 (彦根市障害者福祉センター内) 電話/FAX 0749(27)7888
でこねししたい ふじゅうじ しゃ 彦根市 肢体 不自由児(者) <sup>ふほかい</sup> 父母の会	身体障害のある子どもとその家族の団体です。	彦根市甲崎町 130 (昼間) <b>電話 0749(43)3209</b> (夜間) <b>電話 0749(43)3190</b>
Rラじんひこねいくせいかい NPO法人彦根育成会	知的障害のある人とその家族の団体です。	彦根市芹川町 537-5 <b>電話 0749(24)8624</b>
でこねししかくしょうがいしゃきょうかい 彦根市視覚障害者協会	視覚障害のある人の団体です。	彦根市西今町 804 <b>電話 0749(24)1724</b>
でこねしちょうかくしょうがいしゃきょうかい 彦根市聴覚障害者協会	聴覚障害のある人の団体です。	彦根市小泉町 1 番地 204 FAX 0749(26)3887
びこねし せいしん しょうがいしゃ かぞくかい 彦根市 精神 障害者 家族会 かい 集まろう会	精神障害のある人の家族の集まりです。	彦根市鳥居本町 1837 電話/FAX 0749(23)2088

## ひこねししょうがいしゃふくしすいしんいんめいほ 彦根市障害者福祉推進員名簿

#### 障害者福祉推進員って?

障害のある人の自立と社会参加に関し、本人またはその家族等からの相談に応じ、必要な指導、助言等を行うとともに、障害のある人の地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力、障害のある人の自立と社会参加についての市民の理解の促進等、障害のある人の福祉の向上に努めています。

#### ■印の人は、知的障害者相談員も兼任しています

氏 名	住 所	電話番号	Fax 番号
いまむら せっこ 今村 節子	彦根市開出今町	0749-25-2703	
たぐち みぇこ 田口 美惠子	彦根市上稲葉町	0749-43-3901	
■田中 恵美子	彦根市南川瀬町	0749-28-4346	
つじ けいじ 辻 桂司	彦根市芹川町	090-6732-0150	0749-49-3656
辻 弥生	彦根市芹川町	0749—24—8624	0749-49-3656
■辻橋 友子	彦根市中薮一丁目	0749-23-2586	0749-23-2586
中村 安夫	彦根市旭町	080-6146-3836	0749-22-1114
■西川 直治	彦根市石寺町	090-7876-6797	0749-43-6074
にしだ のぶこ 西田 信子	彦根市田附町	090-5673-2389	0749-43-3406
西村 和子	彦根市八坂町	0749-25-1411	0749-25-1411
■森 恵子	彦根市安清町	0749-23-0131	0749-23-0131

## せいき せいは 地域アドボケーター(滋賀県地域相談支援員)

#### 地域アドボケーター(滋賀県地域相談支援員)とは?

「地域アドボケーター(滋賀県地域相談支援員)」は、自身で相談することが難しい障害のある人に寄り添い、相談内容を代弁することなどにより、障害のある人の権利を擁護し、障害者差別解消相談員につなぐ役割を担っています。

障害者差別解消相談員と連携しながら、事案の解決を図ります。

#### 湖東地域アドボケーター一覧

しょぞく ちぃき 所属・地域	氏 名	でんわばんごう <b>電話番号</b>	ばんごう Fax番号
にようがいしゃじりっしぇん 障害者自立支援センター葦の舟	かたおか ひろし 片岡 博	070-1744-3535	0749-23-8942
さこねし 彦根市	きしだ きょつぐ 岸田 <b>清次</b>	090-8445-6860	0749-28-0225
さっぱん きゅう	かわなみ まさゆき 川並 正幸	090-2384-7060	-
<sup>たがちょう</sup> <b>多賀町</b>	しばた かつよし <b>柴田 勝義</b>	0749-47-1658	-

## 【福祉センターへのアクセスマップ】

